

6 善監委告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和6年11月27日

善通寺市監査委員 櫛田真作

善通寺市監査委員 寿賀崎久

令和6年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 善通寺隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館・図書館） 市民会館

3 監査の期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月28日（月）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

各課かい共通事項

(消防本部・教育総務課)

支出負担行為として整理する時期について

土地借上料について、令和6年4月1日付または長期継続契約にて賃借契約を締結しているのにも拘わらず、支出負担行為決議書を起票していない事例が散見された。

「使用料及び賃借料」の場合、支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であると「善通寺市支出負担行為の整理区分に関する規則（昭和40年1月規則第2号）別表第1」に定められている。

遅滞、失念することなく支出負担行為として、整理する時期に支出負担行為決議書を起票されたい。

(小学校・中学校)

切手等の管理について

切手及びはがきの在庫管理について、事業毎に受払簿を作成していない、また年度当初に作成せず、切手等を受け入れた際に作成するといった運用が見られた。

切手等の受払簿については、前年度からの繰越も想定されることから、年度当初において事業毎に作成し、適正に管理していただきたい。

(小学校・中学校)

理科室の薬品管理について

理科室薬品については、劇薬、毒薬もあるため、施錠ができる収納棚に保管の上、管理簿、使用簿を備えて使用している。使用者は当該薬品の使用后、薬品管理者の確認を受けている。

薬品管理者が使用者となる場合、今後は使用者以外の管理職が確認するようにされたい。

(小学校・中学校・幼稚園)

補助金における預貯金利息の取り扱いについて

パワーアップ事業補助金は、校園長名義の口座を設けて運用している。この口座に生じた預貯金利息については、当該年度の収入として、市預金利子にて処理しているところである。

しかしながら、前年度に生じた預貯金利息が少額ではあったが、当年度に繰り越されていた事例が見受けられたので、このような場合は早急に過年度収入として、処理されたい。

また、毎年度末には通帳残高を確認の上、預貯金利息が生じているのであれば、金額の多寡にかかわらず、現年度収入として、処理されたい。

個別事項

(教育総務課)

学校給食センター協議会規約について

平成 29 年 4 月から琴平町、多度津町と学校給食に関する事務を共同して、管理及び執行するため協議会を設置し、協議会規約を制定している。

一方、中讃広域行政組合、香川県市町総合事務組合、後期高齢者医療広域連合、香川県広域水道企業団の規約については、それぞれ例規集に登載されているが、本協議会規約は未登載である。今後は、中讃広域行政組合等と同様に重要な規約と思われるので、例規集への登載を検討していただきたい。